向上會發會式

踏潰さる

厄介な縣のお接介

小倉兵器製造所の向上會小倉支部職工約百五十名は二十日午後六時同市馬借町東立寺に於て發會式を擧行すべく連日來準備し且つ大阪向上會本部八木會長廣永副會長も後援する事となり頗る緊張して居たが縣警察當局では縣下筑豐炭坑に於ける勞働問題の紛爭等より神經過敏となり右發會式擧」の爲め十九日夜片山小倉署長は支部長中山芳太郎氏を呼び縣警察部よりの命令として發會式は八木廣永兩氏及び現在支部會員の外は傍聽者は新聞記者も一人も入るゝ事は出來ない若し命令に反すれば即座に解散すると嚴達した向上會支部でも同夜更に幹部會を開いた結果折角發會式を擧行するのに招待者の入場を禁ぜられる程なれば寧ろ中止するが良いと云ふ事に一決し更に後機を見て擧行する事になり延期した而して當の兵器製造所では所外に於ける職工の行動は自由であると云ふ見地から發會式には何等の干渉もして居ないと當者局では語つて居た

製鐵職工に目ざろ

怠業防止徽章

サボルとすぐにわかる

侮辱だ＝不當だ＝と反感

勞・力・は・充・分・に・提・供・し・て・居・る

八幡製鐵所では能率增進の一策として今回職工のサボタージュを防止する爲め職工の所屬工場名、番號を記した眞鍮製の徽章を付ける事にし目下各工場に配付中であるが此徽章を付ける事に因つて從來の如く作業中の他工場行きは守衛や工場監督に發見される事となるのであるし又サボタージュも自己の工場でやらなければならず自己の工場でも徽章に示された番號で名前が知れる事になるし怠慢職工が明かとなるのでサボタージュを防止し併せて能率增進ともなつて最も當を得たものであるとの事であるが徽章を付くる職工は勞働者を最初から怠け者と見て體裁良き工場監禁策を採り而も番號を記したのは言語道斷だと反對の氣勢を擧げ吾人は勞銀に對する勞力を充分提供して居るに拘らず斯の如き方法を執は侮辱不當だと稱して居る

製•鐵•所•購•買•會•賣•上•高•

八幡製鐵所購買會六月中の賣上高は二十五萬六千八百五十圓で其内重なる物は白米の廿萬圓砂糖の九千圓酒の八千圓であつた之を昨年の六月中の賣上高に比すれば九千五百圓の增加を示して居る而も昨年同月中白米の値は二十八錢であつたのに本年は四十三錢の高値を示して居るし不況の反比例に購買會の賣上高は好成績を示しつゝある有樣で現在の會員は一萬四千人であつて全國一の購買組合だと

小倉兵器

職工半減

但急淘汰や或種の差別は付けぬ

小倉兵器製造所は歐洲戰爭當時には職工千名以上を使用して居たが目下は半數の五百餘名に減少して居る今回の軍縮に伴ふ新兵器補充中其の主たる輕機關銃は官民兵器工場で本年度から製作にかゝつて居り其他新作業はあるが全般的減縮の餘波を受て職工は漸減の傾向である但し一時に多數の失職者を出すが如き事は絕對にないし又職工中向上會の如き勞働團體に加盟したからとて同人が所內で勤勉である以上は色眼鏡で見る事はしないと當所當局は語つて居た

戸畑の托兒所

中旬から開所

福岡縣戸畑町唯一の社會事業たる托兒所は過日來明治町三丁目に七百坪の敷地を相して新築工事中のところ廿日頃落成の筈に付廿三日頃より開所の豫定で準備中である同建物は平家建の總坪數百五十坪で間取りは六十疊敷の遊戲室四十疊敷の食堂三十四疊敷の午睡室二十四疊敷の應接室其他炊事室小使室等に分れ最初は姆婦二人で二十四五名の幼兒を收容し漸次增加して百五十名までは收容する豫定であるが收容兒は三歲より六歲までとし托兒一人に付間食料として一日三錢を徵し五六歲の幼兒に對しては手工唱歌作法等幼稚園式の教育を施し毎週二回囑托醫をして托兒全部の健康診斷を行ふことゝなつて居る町當局は模範托兒所を作つて見せると意氣込んで居る

佐世保工廠も

果然淘汰

目下調査中

軍縮決定の結果は佐世保海軍工廠にも及ぶべしと豫想されたに拘らず鎮守府當局も市當局も「我が佐世保のみは決して軍縮の影響は受けざるべし」と言ひ來りたるが果然海軍當局に於ては本年度に各工廠にて一萬二千餘名の職工の減員を斷行することゝなりこれが爲め佐世保工廠は全人員の四分一に相當する三千名を八月末から年度末にかけ徐々淘汰を行ふべく目下勤續年限、年齡、勤怠狀況、世帶關係の調査を急ぎつゝあり聞く所に依れば市內外よりの通勤者にして相當の田畑を所有し優に農業を營み得る者及び淘汰後比較的容易に轉職し得る向き者に就ても調査中である

製鐵

恩給制改正内容

同志會と組伍長會睨合の問題

山縣課長歸來談

八幡製鐵所の職工總代會議及び懇談會で問題化された恩給制度改正並に給與年限に關する意見の相違からして同所勞働團體同志會對組伍長會の睨み合ひとなり問題は漸次白熱化し重大視せらるゝに至りこれが問題の解決を見なければ同所當局の誠意なきを疑はるゝかの觀を呈してゐたが同所當局でも以前から此問題に就き研究中であつたのでこれが解決を速かにすべく白仁長官の命を受けて山縣庶務部長は主務省と交渉の爲め東上中のところ二十七日歸所して語る

恩給制度の改正のみならず總ての點を改善せんと專門家に就き具體案を製作し農商務省の許可を受け目下大藏省と接衝を重ね漸く許可を得るらしき迄に達したので一先づ歸任した、今回の改正は職工共濟積立金を從來の三倍とし一ケ月に給料一日六歩の積立をさせ恩給年限を五十才以上二十ケ年勤續者には三ケ月分之れに一年を增す毎に三日分を增す事とし特に癈疾者には十ケ年勤續者に三ケ月乃至六ケ月分を給與する事に改正し其他退職手當遺族手當の全般に亘つて同樣從來の三倍を給する事に改正して申請してゐる尚積立金の總額は從來は一ケ月日給の半日分であつたがこれでは職工の希望に沿はれないから增額する事にしたものである云々

八幡製鐵所職工恩給制度改正ノ件ハ本年六月以来ノ懸案ナリシガ本[illegible]ハ同所工場課長ヘ迅速ニ改正制度決定發表ノ事ヲ申出デタルコトアリ